

地域公共交通確保維持改善事業 (バリアフリー化設備等整備事業)について

1. バリアフリー化設備等整備事業の概要

地域公共交通確保維持改善事業には、「地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持)」のほか、「地域公共交通バリア解消促進事業(バリアフリー化設備等整備事業)」が用意されている。

この事業を活用する場合は、協議会において、生活交通改善事業計画を策定する必要がある。

策定事項

1. 目的・必要性
2. 目標・効果
3. 事業内容、事業実施事業者
4. 費用の総額、負担者及びその負担額

補助対象事業者

- 一般乗合旅客自動車運送事業者
- 一般乗用旅客自動車運送事業者
- これらの者に車両を貸与する者

補助対象経費

- バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費

2. バリアフリー化設備等整備事業の活用

国土交通省が、バリアフリー化設備等整備事業の要望調査を実施したところ、以下のとおり、本事業を活用して車両導入の意向があった。

また、平成26年4月から運行を予定している川東コミュニティバスにおいても、本事業を活用し、小型低床バスの導入を今年度中に行いたい。

事業内容【福祉タクシー車両(スロープ付き)の購入】

- ・補助対象事業者・・・新発田観光タクシー(株)
- ・補助対象経費・・・1,970,000円(見込み額)
- ・国庫補助要望額・・・600,000円

事業内容【小型ノンステップバスの購入】

- ・補助対象事業者・・・リース業者(新潟交通観光バス(株))
- ・補助対象経費・・・20,000,000円(見込み額)
- ・国庫補助上限額・・・1,900,000円

要望一覧表提出事業者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局
輸送・監査部門

平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(福祉タクシー導入に係る補助金)の交付申請について

平成25年2月に件名の補助金の申請について要望調査を行い、要望一覧表を提出いただいたところですが、下記概要記載のとおり交付申請の受付期間等をお知らせします。

要望調査の際にもお伝えしておりますが、タクシー事業者が福祉車両を新車で購入する場合(タクシー事業者若しくはリース事業者が当該車両の所有者となる場合に限る。)のほか、タクシー事業者が行う福祉輸送に必要な改造に要する経費に補助金が適用されます。

当該補助金の交付申請にあたっては、導入又は改造される車両が、各自治体が策定する『生活交通ネットワーク計画』又は『生活交通改善事業計画』に盛り込まれていることが必要です。

【概要】

1. 補助金の名称等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金
「地域公共交通バリア解消促進等事業」

2. 補助対象事業者、補助対象経費及び補助額の算定

タクシー事業者又はリース事業者が補助金の交付申請を行うことにより、福祉タクシーの導入、改造に要する経費のうち、車両本体及び車載機器類の価格や改造費に補助率(1/3)を乗じて得た額と以下に定める補助限度額を比較して、いずれか低い額以内の額が補助金として交付されます。

なお、本年度は補助額に査定率をかけて交付額が決定される予定です。

(1) 購入の場合(新車に限る)の補助額

- ア. リフトを装備する車両 : 1両あたり80万円
- イ. スロープを装備する車両 : 1両あたり60万円

(2) 改造の場合の補助額

- ア. リフトを装着するための改造 : 1両あたり35万円
- イ. スロープを装着するための改造 : 1両あたり25万円
- ウ. 寝台(ストレッチャー)を乗車させるための専用の設備を装着するための改造 : 1両あたり55万円

3. 補助金交付申請に必要な書類

- (1) 平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業)交付申請書・・・様式第4-1

- (2) 平成25年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業)交付申請事業・・・様式第4-1 別紙2
- (3) 「補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出の基礎」
- (4) 「購入車両のカタログ」或いは「装着設備のカタログ」
- (5) 対象車両を配置する営業所の所在する市町村等が策定する『生活交通ネットワーク計画』又は『生活交通改善事業計画』の写し
『生活交通ネットワーク計画』又は『生活交通改善事業計画』に関しては、各市町村の担当部署(地域交通政策担当或いは福祉政策担当)にお尋ね下さい。
なお、補助金交付申請窓口は下記4.記載のとおり北陸信越運輸局新潟運輸支局輸送・監査部門になりますので、お間違えのないようお願いします。

『生活交通ネットワーク計画』、『生活交通改善事業計画』

地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会(以下「協議会」という。)又は都道府県若しくは市区町村が、地域生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

～地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条～

4. 補助金交付申請受付窓口

- (1) 窓口及びお問合せ先

北陸信越運輸局新潟運輸支局 輸送・監査部門 (担当:小松)

〒950-0961 新潟市中央区東出来島14-26

tel 025-285-3124 fax 025-285-0473

- (2) 受付期間

第1回 5月 2日 ~ 5月17日(交付決定日5月20日予定)

第2回 未定

第3回 未定

第2回、第3回については決定次第連絡いたします。

5. その他

- (1) 車両導入時期

補助金交付申請後、国土交通省で審査を行い交付決定します。

事業着手(売買契約、導入車両の登録、納車)は、交付決定後に行ってください。

- (2) 取得財産等の管理等

補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。

- (3) 取得財産等の処分の制限

補助対象事業者は、取得財産等について、国土交通大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。

(福祉タクシー導入関係用記載例)

生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)

平成 年 月 日

(名称)

(代表者名)

印

1. 生活交通改善事業計画の名称
計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
例) 今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していきと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
例) 現在地域内には 台の福祉タクシー車両が存在するが、地域内の福祉タクシー車両を平成 年までに 台まで増加させる。また、そのうち 台(約 割)を誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーとする。
(2) 事業の効果
例) 福祉タクシー車両を増加させることで高齢者や障害者の移動の円滑化が図られる。また、ユニバーサルデザインタクシーの導入により、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者(補助対象事業者)
(内容) 具体的に記載すること。 例) ・リフト付タクシー車両の導入(台): タクシー(株) ・スロープ付タクシー車両の導入(台): 自動車(株) ・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入(台): (有) タクシー
(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) 3区分すべてについて記載すること
例) タクシー(株): 身体・知的・精神 各1割引 自動車(株): 身体・知的 各1割 精神 設定なし (有) タクシー: 身体・知的・精神 各2割引
(実施事業者(補助対象事業者)における特定地域での減休車の状況について 特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要)
例) タクシー(株): 減車率 12.7% 自動車(株): 減車率 5.6% (有) タクシー: 減車未実施

(2) 関連事項 (以下、 内の事業に該当する場合に記載)
バス車両の導入に係る事業 該当なし
<p>福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業 (全国的にみて地域の独自性があると考えられる事業内容を記載。ただし、以下の事業に該当する場合は必ず記載)</p> <p>福祉輸送普及促進地域における共同配車センターや、共同配車センターの運営を目的とする団体が運営する共同配車センター等の配車を受ける福祉タクシー車両を導入する事業 例) 福祉輸送普及促進地域 (地域名 : 例...東濃西部地区) における共同配車センターの配車を受ける福祉タクシー車両を導入する事業である。</p> <p>地方自治体の協調補助を受けて、地方自治体と地域のタクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー車両を短・中期的に増加させていく計画があり、これに基づいて行われる事業 例) 市と地域内のタクシー事業者約 社においては、平成 年度末までに 台 (又は地域のタクシー車両の 割) を標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両とする計画があり、本補助金申請はこれに基づくものである。(ユニバーサルデザインタクシー導入計画(写)を添付します。)</p> <p>一般タクシーの代替でユニバーサルデザインタクシーを導入する事業 例) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成 21 年法律第 64 号) 第 3 条に定める特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する事業である。</p>
バスターミナルに係る事業 該当なし

5 . バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
年度 (当該年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	1 0 0 %	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	1 0 0 %	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円
	1 0 0 %	%	%	%	%
<p>総事業費については見込み額を記載。 列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。</p> <p>年度 (翌年度)</p>					

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

総事業費については見込み額を記載
列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印()、または横棒線()で記載。
で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 年度				平成 年度				平成 年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
例) リフト付タクシー車両の導入	5月1日着手				5月1日着手							
	3月31日完了				12月31日完了							

7. 協議会の開催状況と主な議論

例)・平成 年 月 日(第1回) 協議会設立、事業内容について協議
・平成 年 月 日(第2回) 費用負担について議論、各者持ち帰り
・平成 年 月 日(第3回) 費用負担について合意、計画全体について合意
(平成23年 月 日~ 日 持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた。)

8 . 利用者等の意見の反映

意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。
例)市のホームページにて本計画に関する意見を募集。 地区でも 台の福祉タクシー車両を導入してほしいとの要望があった。

9 . 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	県 局 課
関係市区町村	市 部 課
交通事業者・交通施設管理者等	地区タクシー協会 国道事務所 警察署
地方運輸局	運輸支局
その他協議会が必要と認める者	大学教授、商工会議所、利用者代表等

注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) _____
(所 属) _____
(氏 名) _____
(電 話) _____
(e-mail) _____

(福祉タクシー導入関係用記載例)

生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)

平成 年 月 日

(名称)

(代表者名)

印

1. 生活交通改善事業計画の名称
計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
例) 今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していきと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
例) 現在地域内には 台の福祉タクシー車両が存在するが、地域内の福祉タクシー車両を平成 年までに 台まで増加させる。また、そのうち 台(約 割)を誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーとする。
(2) 事業の効果
例) 福祉タクシー車両を増加させることで高齢者や障害者の移動の円滑化が図られる。また、ユニバーサルデザインタクシーの導入により、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者(補助対象事業者)
(内容) 具体的に記載すること。 例) ・リフト付タクシー車両の導入(台): タクシー(株) ・スロープ付タクシー車両の導入(台): 自動車(株) ・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入(台): (有) タクシー
(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) 3区分すべてについて記載すること
例) タクシー(株): 身体・知的・精神 各1割引 自動車(株): 身体・知的 各1割 精神 設定なし (有) タクシー: 身体・知的・精神 各2割引
(実施事業者(補助対象事業者)における特定地域での減休車の状況について 特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要)
例) タクシー(株): 減車率 12.7% 自動車(株): 減車率 5.6% (有) タクシー: 減車未実施

(2) 関連事項 (以下、 内の事業に該当する場合に記載)
バス車両の導入に係る事業 該当なし
<p>福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業 (全国的にみて地域の独自性があると考える事業内容を記載。ただし、以下の事業に該当する場合は必ず記載)</p> <p>福祉輸送普及促進地域における共同配車センターや、共同配車センターの運営を目的とする団体が運営する共同配車センター等の配車を受ける福祉タクシー車両を導入する事業 例) 福祉輸送普及促進地域 (地域名 : 例...東濃西部地区) における共同配車センターの配車を受ける福祉タクシー車両を導入する事業である。</p> <p>地方自治体の協調補助を受けて、地方自治体と地域のタクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー車両を短・中期的に増加させていく計画があり、これに基づいて行われる事業 例) 市と地域内のタクシー事業者約 社においては、平成 年度末までに 台 (又は地域のタクシー車両の 割) を標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両とする計画があり、本補助金申請はこれに基づくものである。(ユニバーサルデザインタクシー導入計画(写)を添付します。)</p> <p>一般タクシーの代替でユニバーサルデザインタクシーを導入する事業 例) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成 21 年法律第 64 号) 第 3 条に定める特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する事業である。</p>
バスターミナルに係る事業 該当なし

5 . パリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
年度 (当該年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	1 0 0 %	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	1 0 0 %	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円
	1 0 0 %	%	%	%	%
<p>総事業費については見込み額を記載。 列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。</p> <p>年度 (翌年度)</p>					

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

総事業費については見込み額を記載
列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印()、または横棒線()で記載。
で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成 年度				平成 年度				平成 年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
例) リフト付タクシー車両の導入	5月1日着手				5月1日着手							
	3月31日完了				12月31日完了							

7. 協議会の開催状況と主な議論

例)・平成 年 月 日(第1回) 協議会設立、事業内容について協議
・平成 年 月 日(第2回) 費用負担について議論、各者持ち帰り
・平成 年 月 日(第3回) 費用負担について合意、計画全体について合意
(平成23年 月 日~ 日 持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた。)

8 . 利用者等の意見の反映

意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。
例)市のホームページにて本計画に関する意見を募集。 地区でも 台の福祉タクシー車両を導入してほしいとの要望があった。

9 . 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	県 局 課
関係市区町村	市 部 課
交通事業者・交通施設管理者等	地区タクシー協会 国道事務所 警察署
地方運輸局	運輸支局
その他協議会が必要と認める者	大学教授、商工会議所、利用者代表等

注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) _____
(所 属) _____
(氏 名) _____
(電 話) _____
(e-mail) _____